

小牧市地域防災計画の修正要旨

■地域防災計画修正の根拠

小牧市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、愛知県地域防災計画の修正等に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条第4項）。

また、地域防災計画の作成、修正は小牧市防災会議の所掌事務とされている（小牧市防災会議条例第2条）。

■主な修正事項

1	災害対策基本法の改正に伴う修正	p 1
2	帰宅困難者対策の見直しに伴う修正	p 4
3	愛知県災害医療調整本部等の設置に伴う修正	p 7
4	愛知県が策定した原子力災害対策計画に基づく修正	p 7
5	その他の軽微な修正	p 8

1 災害対策基本法の改正に伴う修正

平成24年6月に、東日本大震災から得られた教訓を生かし、いつ起こるかわからない災害に備えるため、大規模広域な災害時における対応の円滑化、迅速化等緊急に措置を要するものについて、災害対策基本法が改正されたことに伴い、必要な修正を行う。

【主な修正箇所】

<地震編>※風水害・原子力等編にも同様の記載あり

- ・第1編第1章第2節「計画の性格及び基本方針（※1）」
- ・第2編第8章第2節「広域応援体制の整備（※2）」
- ・第2編第9章第1節「防災訓練の実施（※3）」
- ・第2編第9章第2節「防災のための意識啓発・広報（※4）」
- ・第2編第9章第3節「防災のための教育（※5）」
- ・第3編第3章第2節「被害状況等の収集・伝達（※6）」
- ・第3編第10章第1節「避難の勧告・指示（※7）」

【新旧対照表】

地震編 p 1、7～10、12、15

風水害・原子力等編 p 1、7～9、11、14

(※1) 地震編第1編第1章第2節「計画の性格及び基本方針」

風水害・原子力等編第1編第1章2節「計画の性格及び基本方針」

地震編 現行（平成24年11月修正）	改 正 案
(追加)	(2) この計画を効果的に推進するため、市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。

(※2) 地震編第2編第8章第2節「広域応援体制の整備」

風水害・原子力等編第2編第9章第2節「広域応援体制の整備」

地震編 現行（平成24年11月修正）	改正案
<p>1 市における措置</p> <p>(2) 防災活動拠点の確保</p> <p>市は、大規模な災害が発生し<u>県内外</u>からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関と調整の上、確保に努めるものとする。</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(2) 防災活動拠点の確保<u>及び受援体制の整備</u></p> <p>市は、大規模な災害が発生し<u>国等</u>からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点<u>及び受援体制</u>について、関係機関と調整の上、確保、<u>整備</u>に努めるものとする。</p>

(※3) 地震編第2編第9章第1節「防災訓練の実施」

現行（平成24年11月修正）	改正案
<p>1 市における措置</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>市は、毎年9月1日の防災の日を中心に、市の地域における防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた市民等の協力のもとに大規模な地震に関する総合防災訓練を実施する</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 総合防災訓練</p> <p>市は、毎年9月1日の防災の日を中心に、市の地域における防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた市民等の協力、<u>連携</u>のもとに大規模な地震に関する総合防災訓練を実施する</p> <p>(略)</p> <p><u>ウ 災害応援に関する協定に基づき、他市等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。</u></p>

風水害・原子力等編第2編第10章第1節「防災訓練の実施」

現行（平成24年11月修正）	改正案
<p>1 県及び市町村等における措置</p> <p>(2) 総合訓練</p> <p>上記各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同して、同一想定に基づき総合的な訓練を実施する。</p> <p>ウ 実施の方法</p> <p>県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地元住民・事業所等が一体となって、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。</p>	<p>1 県及び市町村等における措置</p> <p>(2) 総合訓練</p> <p>上記各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同<u>又は連携</u>して、同一想定に基づき総合的な訓練を実施する。</p> <p>ウ 実施の方法</p> <p>県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地元住民・事業所等が一体となって、<u>又は連携して</u>、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実</p>

また、災害応援に関する協定に基づき、他市町村との訓練の相互参加に努める。(略)	<p>施する。</p> <p>また、災害応援に関する協定に基づき、他市町村等との訓練の相互参加<u>及び共同訓練の実施</u>に努める。(略)</p>
---	---

(※4) 地震編第2編第9章第2節「防災のための意識啓発・広報」

風水害・原子力等編第2編第10章第2節「防災のための意識啓発・広報」

地震編 現行（平成24年11月修正）	改正案
(追加)	<p>(6) <u>過去の災害教訓の伝承</u></p> <p>市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p>

(※5) 地震編第2編第9章第3節「防災のための教育」

風水害・原子力等編第2編第10章第3節「防災のための教育」

地震編 現行（平成24年11月修正）	改正案
(追加)	<p>3 <u>防災関係機関における措置</u></p> <p>防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。</p>

(※6) 地震編第3編第3章第2節「被害状況等の収集・伝達」

風水害・原子力等編第3編第3章第2節「被害状況等の収集・伝達」

地震編 現行（平成24年11月修正）	改正案
<p>8 被害状況の照会</p> <p>(2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、貯水池、ため池、砂防被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。</p>	<p>8 <u>被害状況の照会・共有</u></p> <p>(2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握<u>・共有</u>するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、貯水池、ため池、砂防被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。</p>

(※7) 地震編第3編第10章第1節「避難の勧告・指示」

風水害・原子力等編第3編第9章第1節「避難の勧告・指示」

地震編 現行（平成24年11月修正）	改正案
<p>2 市における措置</p> <p>(追加)</p>	<p>2 市における措置</p> <p>(4) <u>広域一時滞在に係る協議</u></p> <p>災害が発生し、被災した住民の、当該</p>

<p>4 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置 （追加）</p>	<p>市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、その受入れについて、避難先市町村と協議し、又は避難先都道府県との協議を県に要求する。</p> <p>4 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置 (5) 広域一時滞在に係る協議等 県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。 また、県は災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市町村に代わって協議を行う。</p>
---	--

2 帰宅困難者対策の見直しに伴う修正

大規模災害時に鉄道等の公共交通機関が運行を停止し、復旧の見通しが不明中、多くの人が一斉に帰宅しようとして駅や街路等に集中すると、火災や建物倒壊等の危険に対し速やかな避難行動がとりにくくなることに加え、優先して実施しなければならない救助活動に支障が生じる可能性があることから、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則として対策を見直すことに伴い、必要な修正を行う。

【修正箇所】

<地震編> ※風水害・原子力等編にも同様の記載あり

- ・第2編第6章「避難者・災害時要援護者対策（※1）」において修正
- ・第3編第10章「避難者・帰宅困難者対策（※2）」において修正

【新旧対照表】

地震編 p5、7、14、16～17

風水害・原子力等編 p5、7、13、15

(※1) 地震編第2編第6章「避難者・災害時要援護者対策」

風水害・原子力等編第2編第8章「避難者・災害時要援護者対策」

地震編 現行（平成24年11月修正）	改 正 案
<p>■ 基本方針 （追加）</p> <p>（追加）</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 県及び市は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報することが必要である。また、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</p> <p>第7節 帰宅困難者支援体制の整備 県及び市における措置</p> <p>(1) 公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性が高いことから、県及</p>

	<p>び市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。</p>
--	---

(※2) 地震編第3編第10章「避難者・帰宅困難者対策」

現行（平成24年11月修正）	改正案
<p>第4節 帰宅困難者対策</p> <p>2 市における措置</p> <p>(1) 事業所等の啓発</p> <p>市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な啓発に努める。</p> <p>(2) 避難所対策、救援対策</p> <p>市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。</p> <p>(3) 徒歩帰宅困難者への情報提供</p> <p>市は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストア等の支援ステーションの情報提供に努める。</p> <p>3 事業所等における措置</p> <p>事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、<u>順次帰宅させるものとする。</u></p> <p>4 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、<u>避難場所の提供</u>、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 帰宅困難者対策</p> <p>2 県及び市における措置</p> <p>(1) 県及び市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」旨の広報等により、<u>一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。</u></p> <p>(2) 県及び市は、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、<u>徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストア等の支援ステーションの情報提供に努める。</u></p> <p>(3) 県及び市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。</p> <p>3 事業所等における措置</p> <p>事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、<u>帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。</u></p> <p>4 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、<u>滞在場所の提供</u>、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p> <p>(略)</p>

現行（平成24年11月修正）	改 正 案
(追加)	<p>第4節 帰宅困難者対策</p> <p>1 県及び市における措置</p> <p>(1) <u>県及び市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>県及び市は、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。</u></p> <p>(3) <u>県及び市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。</u></p> <p>(4) <u>市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。</u></p> <p>2 事業所等における措置</p> <p><u>事業所や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。</u></p> <p>3 支援体制の構築</p> <p><u>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</u></p> <p><u>また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを超えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。</u></p>

3 愛知県災害医療調整本部等の設置に伴う修正

愛知県災害対策本部の下に、愛知県災害医療コーディネーターや県内の医療関係者が連携して、県内の医療及び公衆衛生活動に関する調整や他県等からの支援の調整を行う災害医療調整本部等を新たに設置することとしたことに伴い、必要な修正を行う。

【修正箇所】

＜地震編＞※風水害・原子力等編にも同様の記載あり

・第3編第7章「医療救護・防疫・保健衛生対策」において修正

【新旧対照表】

地震編 p 13～14

風水害・原子力等編 p 11～12

地震編第3編第7章「医療救護・防疫・保健衛生対策」

風水害・原子力等編第3編第6章「医療救護・防疫・保健衛生対策」

地震編 現行（平成24年6月修正）	改正案
<p>第1節 医療救護</p> <p>2 市における措置 (追加)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>3 地元医師会、災害拠点病院における措置 (追加)</p>	<p>第1節 医療救護</p> <p>2 市における措置</p> <p><u>(1) 市は、県が設置する地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図る。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3 地元医師会、災害拠点病院における措置</p> <p><u>(1) 地元医師会、災害拠点病院は、県が設置する地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図る。</u></p>

4 愛知県が策定した原子力災害対策計画に基づく修正

愛知県は、本年5月に「風水害・原子力等災害対策計画」から原子力災害に係る部分を分割し、新たに「原子力災害対策計画」を策定した。

これは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を起因とする東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散が広範囲に影響を及ぼした状況を踏まえ、従来から地域防災計画に記載のあった放射性同位元素取扱事業所における事故対策や核燃料物質の輸送中の事故対策に、新たに県外の原子力発電所等の異常時対策を追加したものである。

本市は、県内に原子力発電所又は原子炉施設等は立地しておらず、本市から福井県にある美浜発電所までは約95km、静岡県にある浜岡原子力発電所までは約135kmの位置関係にあるものの、愛知県の考え方と同様に原子力発電所の事故に伴い放出される放射性プルームによって被害を受ける可能性があることから所要の対策を講じる必要がある。

しかし、原子力災害対策の要となる環境モニタリング調査の実施方法、放射能汚染を測定するスクリーニング及びそれに伴う除染の実施主体、安定ヨウ素剤の投与の責任区分、県外からの避難者の受入れ体制などが愛知県において検討中である。

そのため、当面は独立した原子力災害対策を策定せず、現行の風水害・原子力等災害対策計画で定めている放射性物質及び原子力災害応急対策について所要の修正を行うこととした。

【修正内容】

・P9～P15のとおり（修正箇所に下線が引いてあります。）

【主な修正箇所】

- ・愛知県の原子力災害対策計画に合わせて、想定する災害を、放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害対策、核燃料物質等の輸送中の事故、県外の原子力発電所又は原子炉施設における異常時対策に分類し、それぞれの応急対策について記載。
- ・愛知県の原子力災害対策計画に策定されている各種対策のうち、現状で対応可能な範囲の対策について記載。

5 その他軽微な修正

【修正内容】

- ・文書を愛知県の計画に記載されている表現に極力統一した。
- ・関係機関の名称変更。(例：郵便事業株式会社 → 日本郵便株式会社)
- ・職員に対する地震防災教育の内容を具体的に記載。**新旧対照表(地震編) p9**

第18章 放射性物質及び原子力災害応急対策

■ 基本方針

○ 放射性物質に係る事故等が発生した場合又は、原子力緊急事態が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害対策及び緊急事態応急対策を実施する。
<u>○ 核燃料物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害範囲は、原子力発電所等の事故に比べ相当狭くなるものと考えられるが、市民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携を緊密にしながら対策をとるものとする。</u>
<u>○ 市は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたときは、災害対策基本法及び小牧市災害対策本部条例により災害対策本部を設置する。なお、市の地域を対象とした原子力緊急事態宣言があったときは、原子力災害対策特別措置法第22条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。</u>
<u>○ 放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、市が保有する放射線防護資機材の保有状況等の把握に努める。</u>
<u>○ 県内には放射線被ばく医療機関が存在しないため、あらかじめ専門医を置く独立行政法人放射線医学総合研究所（千葉県稲毛区）等の県外の被ばく医療機関の連絡先の把握に努めるものとする。</u>

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生	事後
市		<ul style="list-style-type: none"> ○ 県への通報 ○ 警戒区域の設定及び一般住民等への立入り制限、退去等の措置 ○ 消防活動及び救急活動 <li style="padding-left: 20px;">○ 専門家の派遣要請 ○ 住民に対する屋内退避、避難勧告・指示 	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 <u>放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策</u>	市	<ul style="list-style-type: none"> 1 (1) 事故等の発生に係る県への通報 1 (2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入り制限、退去等の措置 1 (3) 消防活動及び救急救助 <u>1 (4) 放射線防護資機材の貸出しのあっせん依頼</u> <u>1 (5) 環境放射線モニタリング結果の公表</u> <u>1 (6) 医療関係活動</u>
第2節 <u>核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策</u>	市	<ul style="list-style-type: none"> 1 (1) 事故の概要等の確認及び県等への情報伝達 1 (2) 専門家の派遣要請 <u>1 (3) 環境放射線モニタリング結果の公表</u> <u>1 (4) 原子力災害合同対策協議会への出席</u> <u>1 (5) 市民に対する屋内退避、避難勧告・指示</u> <u>1 (6) 市民等への的確な情報伝達</u>

区分	機関名	主な措置
		<u>1 (7) 市民等からの問い合わせに対する対応</u> <u>1 (8) 医療関係活動</u> <u>1 (9) 消防活動及び救急救助</u>
第3節 緊急事態応急 対策	市	1 (1) 市災害対策本部の設置 1 (2) 住民に対する屋内退避、避難勧告・指示 1 (3) 原子力災害合同対策協議会への出席
第3節 県外の原子力 発電所等にお ける異常時対 策	事業者（中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び独立行政法人日本原子力研究開発機構）	1 (1) 県への情報伝達・報告 1 (2) <u>緊急事態応急対策等の実施</u> 1 (3) <u>放射性物質による汚染の除去</u>
	県	2 (1) 防災関係機関等への情報伝達 <u>2 (2) 国、所在県及び隣接県との連携</u> 2 (3) <u>アドバイザーへの協力要請</u> 2 (4) <u>環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</u> 2 (5) <u>飲料水・食品等の放射能濃度の測定</u>
	市	<u>3 (1) 市内の地域が緊急事態応急対策実施区域になった場合の対応</u> <u>3 (2) 市民等への的確な情報伝達</u> <u>3 (3) 市民等からの問い合わせに対する対応</u> <u>3 (4) 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導</u> <u>3 (5) 広域避難活動</u> <u>3 (6) 市外からの避難者の受入れ</u> <u>3 (7) 飲料水・食品等の摂取制限等</u> <u>3 (8) 風評被害等の影響の軽減</u>

第1節 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策

実施責任者	事業者、市、警察、県
実施担当	予防課、消防署、 <u>危機管理課</u>

1 市における措置

(1) 事故等の発生に係る県への通報

事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について、直ちに通報する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入り制限、退去等の措置

事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行うものとする。

なお、避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け等は警察と連携して行う。

(3) 消防活動及び救急救助

放射性物質に係る消防活動 (消火・救助・救急) については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

(4) 放射線防護資機材の貸出しのあっせん依頼

応急対策用の放射線防護資機材が不足する場合は、県に対して放射線防護資機材保有機関からの放射線防護資機材の貸出しのあっせんを依頼するものとする。

(5) 環境放射線モニタリング結果の公表

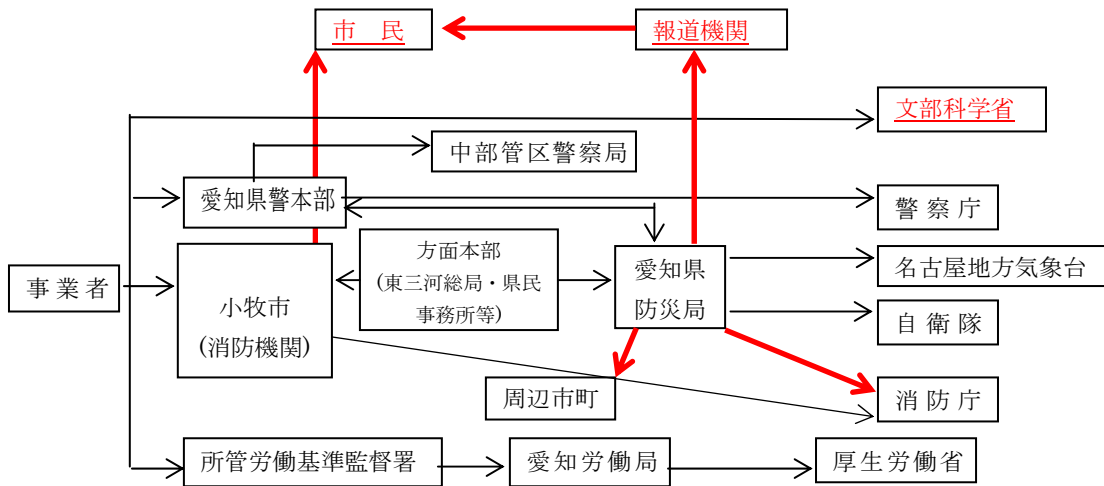
県が国等の専門家の指導・助言を得て、事業者等と協力して実施するモニタリング結果のデータ提供を受けて、市民に公表する。

(6) 医療関係活動

放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、県と協力してスクリーニング及び除染を実施する。また、必要な診断・治療を行うことのできる被ばく医療機関に適切に搬送できるよう当該医療機関等と調整を行う。

2 情報の伝達系統

放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達は、次のとおりとする。



第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策

実施責任者	事業者、市、警察、県
実施担当	予防課、消防署、 <u>危機管理課</u>

1 市における措置

(1) 事故の概要等の確認及び県等への情報伝達

事業者等から、事故の概要、放射線量、除染活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。

(2) 専門家の派遣要請

必要に応じて、国に専門家の派遣を要請する。

(3) 環境放射線モニタリング結果の公表

県が国等の専門家の指導・助言を得て、事業者等と協力して実施するモニタリング結果のデータ提供を受けて、市民に公表する。

(4) 原子力災害合同対策協議会への出席

国の設置する原子力災害合同対策会議に出席し、情報や対策の調整を行う。

(5) 市民に対する屋内退避、避難勧告・指示

市長は、必要に応じて避難勧告・指示を行う。なお、避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け等は警察と連携して行う。

また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難勧告・指示を速やかに実施する。

(6) 市民等への的確な情報伝達

県、警察と連携して市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、災害時要援護者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

(7) 市民等からの問い合わせに対する対応

必要に応じて相談窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

(8) 医療関係活動

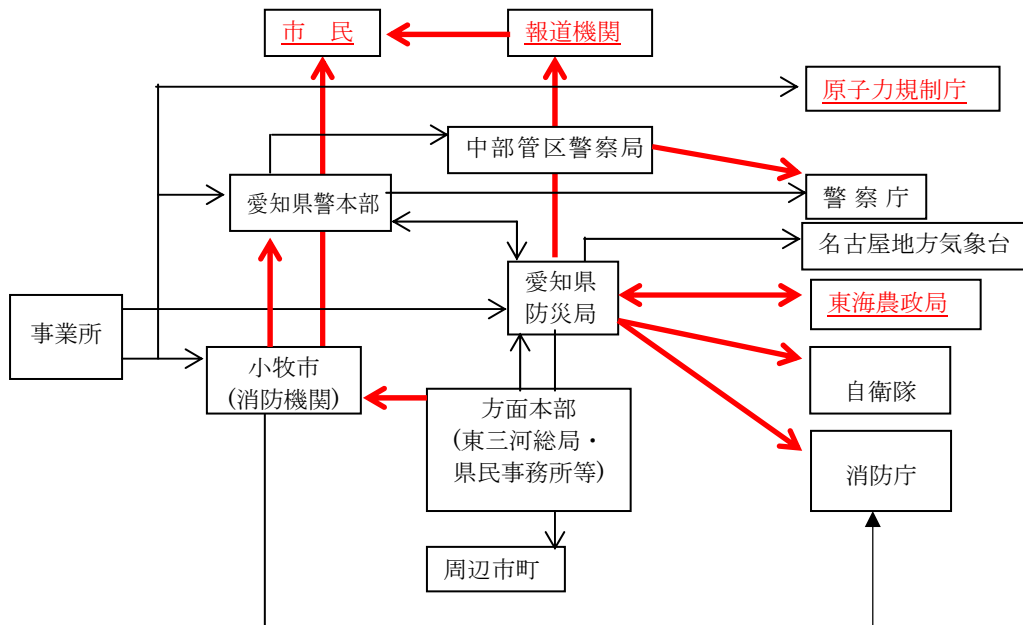
放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、県と協力してスクリーニング及び除染を実施する。また、必要な診断・治療を行うことのできる被ばく医療機関に適切に搬送できるよう当該医療機関等と調整を行う。

(9) 消防活動及び救急救助

放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

2 情報の伝達系統

事故が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3節—緊急事態応急対策

放射性物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、施設からおおむね半径10km程度が目安とされている。原子力発電所等の防災対策を重点的に実施すべき地域よりも相当狭くなるものと考えられる。しかし、放射線等は人間の五感に感じられないと

いう特性があることから、国が原子力緊急事態宣言を実施したときは、住民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、上記対策に加え次の対策をとるものとする。

実施責任者	事業者、市、警察、県
実施担当	予防課、消防署

1 市における措置

~~(1) 市災害対策本部の設置~~

~~原子力緊急事態宣言があったときは、市災害対策本部を自動的に設置する。~~

~~(2) 住民に対する屋内退避、避難勧告・指示~~

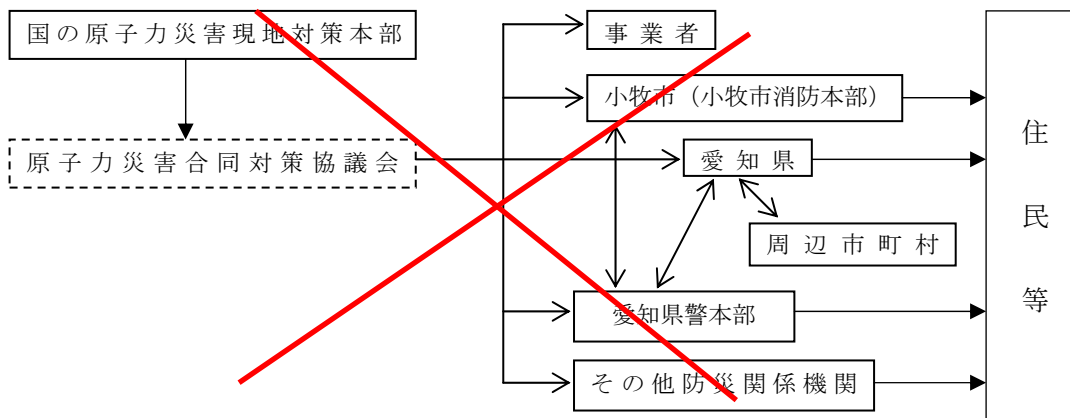
~~原子力緊急事態宣言に際して国が示した避難すべき地域の居住者等の屋内退避、避難勧告・指示を速やかに実施する。~~

~~(3) 原子力災害合同対策協議会への出席~~

~~国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。~~

2 情報の伝達系統

原災法第15条に規定する原子力緊急事態宣言がなされた時以降における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策

4 原子力事業者との情報連絡体制に係る各合意内容該当する異常が発生した場合は、次の対策をとるものとする。

実施責任者	原子力事業者、市、警察、県
実施担当	危機管理課、消防署、農政課、水道課、関係各課

1 4 原子力事業者における措置

(1) 県への情報伝達・報告

4 原子力事業者は、各合意内容に基づき、県に対して内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

(2) 緊急事態応急対策等の実施

4 原子力事業者は、通報連絡等、応急措置、緊急事態応急対策を行う。

(3) 放射性物質による汚染の除去

4 原子力事業者は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、県等と協力して汚染の除去等を行う。

2 県における主な措置

(1) 防災関係機関への情報伝達

県は、4 原子力事業者との各合意内容に基づき情報収集を行い、防災関係機関、市町村等へ情報を伝達する。

(2) 国、所在県及び隣接県との連携

国、所在県及び隣接県と連携し、情報収集、情報交換を行い、必要に応じて所在県に職員を派遣するなど自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他県への影響を把握し、効率的、効果的に応急対策が行えるよう努める。

(3) アドバイザーへの協力要請

必要に応じ、アドバイザーへの協力を要請し、専門的、技術的な立場からの助言を求める。

(4) 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

国及び原子力事業者等が実施し、オフサイトセンターに集約された緊急時モニタリングの結果を収集するとともに、環境放射能調査におけるモニタリングを強化し、その調査結果を速やかに関係機関、関係市町村等に連絡し、あわせて県民等に情報提供する。

また、モニタリングの測定データに高い値が見受けられた場合には、県は、関係市町村と連携して一般環境中の空間放射線量率の測定を実施し、その調査結果についても、速やかに関係機関等に連絡するとともに県民等に情報提供する。

(5) 飲料水・食品等の放射能濃度の測定

国からの指示に応じて水道水、流通食品、農林水産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果をホームページで公表する。

3 市における措置

(1) 市内の地域が緊急事態応急対策実施区域になった場合の対応

市内の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、国の設置する原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、市が行う応急対策について協議する。

(2) 市民等への的確な情報伝達

県と連携して市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、災害時要援護者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

(3) 市民等からの問い合わせに対する対応

必要に応じて相談窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

(4) 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導

国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に次の方法等で情報を提供する。

ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道

イ 警察署等での情報提供、警察用車両による広報活動

ウ 市、消防本部の広報車等による広報活動

エ 電気、ガス、通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動

オ メール、フェイスブック、ツイッター、ホームページの活用による情報提供
なお、避難誘導に当たっては、災害時用援護者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。

(5) 広域避難活動

国からの指示に基づき、市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の提供及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。
県は、必要に応じて避難先及び輸送ルート調整を行う。

(6) 市外からの避難者の受入れ

市境を越えて避難する者が発生した市町村から協議を受けた場合は、本市の状況を十分に考慮した上で、対応可能な範囲において避難者を受入れるよう努める。
また、避難者を受入れた場合は、避難元市町村等と連携して避難者に対して住まい、生活、医療、教育、介護、避難元市町村等の情報提供など必要な支援を行うよう努める。

(7) 飲料水・食品等の摂取制限等

国及び県から指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、飲料水・食品等の摂取制限や農林水産物の生産者等に汚染農林水産物の摂取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

(8) 風評被害等の影響の軽減

原子力災害による風評被害等の未然防止又は被害を軽減するために、国、県、関係団体と連携し、報道機関の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。
また、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国等からの説明に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努めるものとする。

3 情報の伝達系統

4 原子力事業者の原子力発電所又は原子炉施設において、各合意内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。

